

○花巻市高齢者等住宅改造事業費補助金交付要綱

平成18年1月1日告示第22号

改正

平成18年10月1日告示第580号

平成25年3月21日告示第62号

平成28年3月31日告示第91号

花巻市高齢者等住宅改造事業費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 高齢者及び身体障害者の自立と在宅福祉の向上を図るため、日常生活の基盤となる住宅の改造に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、花巻市補助金等交付規則（平成18年花巻市規則第61号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者をいう。
- (2) 身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人）で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級、2級又は3級のものをいう。ただし、前号に該当する者を除く。
- (3) 高齢者等住宅世帯 在宅の高齢者又は身体障害者（以下「高齢者等」という。）のいる世帯をいう。

(補助金の交付対象)

**第3条** この補助金の交付対象とする経費は、市内の高齢者等が居住する住宅の便所、浴室、玄関、廊下、階段、台所、居室等の改造工事で、市長が高齢者等の日常生活の向上に資すると認める工事に要する費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。

- (1) 高齢者等の前年の所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて特別児童扶養手当等

の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条に定める額に35万円を加算した額を超える場合

(2) 高齢者等住宅世帯で高齢者等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその高齢者等の生計を維持するもの（以下「生計中心者」という。）の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第1項において準用する同令第2条第2項に定める額に35万円を加算した額以上である場合

(3) この補助金の交付を既に受けたことがある住宅の場合。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(4) 改造工事の内容が新築、増築又は平成14年度以降に新築した住宅の改造となる場合又は高齢者等住宅世帯の者の所有以外の住宅の場合。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第2項から第4項までの規定において準用する同令第4条及び第5条の規定によるものとする。

（補助金の額）

**第4条** 前条に規定する工事費に対する補助金の額は、補助対象工事費上限額を65万円とし、その額から高齢者が介護保険法による住宅改修費給付対象となる場合はその支給限度基準額を控除した額を補助基準額とし、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、介護保険法による住宅改修費給付対象となる場合は30万円を、それ以外の場合は433,000円を限度とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は市民税非課税世帯 補助基準額の全額

(2) 前号に掲げる以外の世帯 補助基準額の3分の2に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、1,000円未満の端数を切り捨てる。）

（工事の着手）

**第5条** 住宅改造工事の着手は、規則第6条の交付決定を受けた後に行うものとする。

（提出書類等）

**第6条** 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出部数は、別表のとおり

とする。

**附 則**

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年10月1日告示第580号）

（施行期日）

1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

（補助金の額の経過措置）

2 この告示の施行日前に、廃止前の花巻市重度障害児・者日常生活用具給付等事業（平成18年花巻市告示第32号）により住宅改修費に対して給付を受けた者の補助金の額は、第4条第1項の規定にかかわらず60万円を限度とする。

**附 則**（平成25年3月21日告示第62号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月31日告示第91号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

**別表**（第6条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第3条の規定による書類	高齢者等住宅改造事業費補助金交付申請書 1 工事計画書（図面） 2 工事見積書 3 現況の写真 4 工事請負契約書の写し（工事費が50万円以上のとき。） 5 高齢者等及び高齢者等住宅世帯の生計中心者の前年所得証明 6 その他市長が必要と認	第1号	1部	別に定める。

	める書類			
規則第11条第1項の規定による書類	高齢者等住宅改造事業変更(廃止)承認申請書 市長が必要と認める書類	第2号	1部	変更(廃止)の理由が生じた日から15日以内
規則第12条第1項の規定による書類	高齢者等住宅改造事業費補助金請求書 高齢者等住宅改造事業完了報告書 1 完了後の現況写真 2 請求書の写し(業者が申請者あてに発行したもの)	第3号 第4号	1部 1部	別に定める。

様式第1号(別表関係)

様式第2号(別表関係)

様式第3号(別表関係)

様式第4号(別表関係)